

憲法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。なお，[法令]に登場する A 県条例は架空のものである。（配点：50 点）

【事実】

公衆浴場法は，業として公衆浴場を経営するときには，都道府県知事の許可が必要であると規定し，設置場所の配置基準は，都道府県条例で定める旨を規定している。同法を受けて，A 県条例は公衆浴場の設置場所につき，既に許可を受けている公衆浴場からの距離が 500 メートル以上であることと規定している。A 県は，公衆浴場の濫立により無用な競争を生じさせ，ひいては衛生設備の低下等を招くおそれを懸念し，当該距離制限規定を策定した。

X は，レジャー施設を併設した温泉テーマパーク（以下，本件施設）を経営したいと考え，A 県内に本件施設を開設する計画を立てていた。X は，土地の取得やその他営利面の観点から，A 県の B 地区以外に適当な場所はないとの結論に至ったが，近隣には本件施設に似た健康ランドがあり，A 県条例第 3 条が定める配置制限に違反することは明らかであった。X は，本件公衆浴場業の許可を A 県知事に申請したが，A 県知事は，公衆浴場法第 2 条第 2 項及び A 県条例第 3 条を理由に不許可処分にした。

[法令]

公衆浴場法

第二条 業として公衆浴場を経営しようとする者は，都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は，公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が，公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは，前項の許可を与えないことができる。但し，この場合においては，都道府県知事は，理由を附した書面をもって，その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については，都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては，市又は特別区。以下同じ。）が条例で，これを定める。

（以下略）

第八条 次の各号の一に該当する者は，これを六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第二条第一項の規定に違反した者

(以下略)

A 県条例

第三条 公衆浴場の設置の場所の配置基準のうち、公衆浴場に係る基準は、設置しようとする公衆浴場の本屋の壁面と最も近い既設の公衆浴場の本屋の壁面との水平投影面における直線による最短の距離が、500メートル以上であることとする。

【出題趣旨】

職業選択の自由に関して、①憲法 22 条 1 項が保障する職業選択の自由の性格、②それに関する一連の最高裁の判断枠組みを示した上で、規制目的二分論を正確に論じること、③その上で、規制目的二分論に依拠し、または、規制目的二分論に依拠せず、公衆浴場の配置制限に関する諸事例と本問事案との異同を説得的に論じているか、総合的に判断する。

民法

【小問 1】および【小問 2】に答えなさい。

【小問 1】（配点：30 点）

1. Aは、Bに対し、その所有する絵画（甲）を代金 1 千万円で売却し、甲を引き渡した。
2. その後、Aは、Bに対し、相当の期間を定めて代金債務の履行を催告したが、その期間内に履行がなかったため、契約解除の意思表示をした。

1～2を通じてABに生じた権利義務の変動について考えうるものを論じなさい。甲所有権と解除権の変動にも言及しなさい。

【小問 2】（配点：20 点）

【小問 1】で、契約解除の意思表示がなされる前に、Bの過失によって、甲が焼失していたとしよう。【小問 1】の場合と比較して、ABの権利義務の変動についてどのような違いが生じるか、論じなさい。

【出題趣旨】

基礎的事項を幅広い分野から出題することを趣旨としている。具体的には、法律行為（民法総則）、物権変動（物権総論）、解除の効果としての未履行債務の消滅（債権各論）を小問 1 で、解除の効果の応用（債権各論）を小問 2 で問うている。特に、小問 2 では、解除による原状回復の目的物が過失によって滅失していたときの解除の効果を詳しく論じることが求められている。

刑法

次の【事実】について、甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。(配点：50点)

【事実】

1 甲は、自家用車に愛犬Aを乗せて、草原まで遊びに行こうとしている。すでに荷物を積み込んだ自家用車にキーを差し込み、エンジンを掛けており、Aを家から連れ出してくればすぐに出発できる状況になっている。

このとき、甲の家の前を通りかかったBは、すでにエンジンが掛かり、いつでも走り出すことのできる自動車があることを、天の助けのように感じた。Bは、甲宅から100メートルほど離れたCの家に忍び込み、純金製の皿（重さ400g、時価200万円）を盗んだところ、Cに見つかって追い掛けられて来たので、渡りに舟と甲の自動車に乗り込もうとしたのである。

ちょうどその時、首輪を付けていないAが甲と共に家から出てきた。Aは、飼い主である甲の（「止まれ」、「来い」などの）命令には絶対に服従するが、甲以外の人物に対しては攻撃的であり、とくに衣服に覆われていない人の身体に噛み付く癖があり、このことを甲は知っていた。Aは、家から出るなり見知らぬBの臭いを嗅ぎ付け、甲の自動車に乗り込もうとしているBに向かって走って行った。甲も、見知らぬ男Bが自分の自動車に乗ろうとしているのを発見し、この男が勝手に自動車に乗って行ってしまうのではないかと心配したが、AがBを威嚇するように吠え掛かっているのを見て、「この男が運転することは、Aが止めてくれるだろう。」と考えた。Bは、膝が隠れる程度の短いズボンをはいていて、ふくらはぎが露出していたので、自動車の運転席に左脚を入れた瞬間に、右脚ふくらはぎ部分にAが噛み付き、Bは痛さから自動車の外に転がり落ちた。

これを見た甲は、AがBの首筋などに噛み付くことがないように、「来い。」とAに命令した。するとAは、Bに噛み付くのを止めて、すぐに甲のところに戻って来た。

2 甲は、いったんAを家に入れて玄関の扉を閉め、Bのところ近づいてみた。Bは、右脚ふくらはぎから血を流して、「痛い。」とうめいている。うめきながらも、Bがタオルに包んだ金色の皿を抱きかかえているのを不審に思った甲は、「何だそれは。見せろ。」と皿を取り上げた。Bは、「あんたに、やってたまるか。」と弱々しく声を上げるのだが、痛くて何の抵抗もできない。甲は、貴金属には全く興味がないが、その皿が、放り投げてAに走って取らせるのにちょうど良い大きさだと考え、Aを遊ばせる道具にするため、自動車の中

にしまった。

その後、甲は、予定通り A と草原に行くため、まず A を（B のいない車両左側から）後部座席に入らせ、続いて B に「危ないから、どいてくれ。」と言って B を 1 メートルほど車両から離れた方向に引きずって、直後に同車を発車させて草原まで遊びに行った。

【出題趣旨】

段落 1 は、そのまま放置すれば人に噛み付く性癖を有する飼い犬に対し、噛み付かないよう命令することを敢えて行わず、人を傷害したことについて、傷害罪の構成要件に該当することを認定させると共に、その行為が、自ら所有する自家用車を窃取されることがないように正当防衛として行ったことを指摘させ、必要な要件の充足を検討させるものである。

段落 2 は、上記傷害を加えた被害者が所持している財物を奪取した行為について、強盗か窃盗かの区別、盗品の客体性、不法領得の意思の認定などを論じさせるものである。強盗とした場合には、強盗致傷罪の成否も問題となり得る。